

ユーイック (株)都市居住評価センター 確認検査申請手数料

令和3年5月1日改定

◆手数料

- 確認検査業務の手料金は、種別(建築物、建築設備、工作物等)、規模(建築物の床面積の合計、建築設備の設置数等)等をもとに定めています。
- 直前の確認検査をユーイックで受けた場合と他の機関で受けた場合では、申請手数料が異なります。
- 検査の場合は、検査手数料の他に別途出張費が加算されます。
- 手数料は、非課税扱いです。

表1 建築物の確認検査申請手数料

(単位:円/非課税)

床面積の合計: A ^{*1} (m ²)	確認	中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}		仮使用認定 ^{*4}
		建築確認 ユーイック	建築確認 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
A ≤ 100m ²	81,000	50,000	114,000	65,000	129,000	125,000
100m ² < A ≤ 200m ²	95,000	68,000	144,000	82,000	158,000	
200m ² < A ≤ 300m ²	123,000	80,000	178,000	93,000	191,000	
300m ² < A ≤ 500m ²	125,000	82,000	182,000	95,000	195,000	
500m ² < A ≤ 1,000m ²	150,000	120,000	240,000	135,000	255,000	
1,000m ² < A ≤ 2,000m ²	190,000	160,000	312,000	186,000	338,000	
2,000m ² < A ≤ 3,000m ²	258,000	175,000	381,000	225,000	431,000	
3,000m ² < A ≤ 4,000m ²	300,000	197,000	437,000	253,000	493,000	
4,000m ² < A ≤ 5,000m ²	360,000	220,000	508,000	269,000	557,000	
5,000m ² < A ≤ 6,000m ²	410,000	250,000	578,000	324,000	652,000	
6,000m ² < A ≤ 8,000m ²	450,000	265,000	625,000	345,000	705,000	
8,000m ² < A ≤ 10,000m ²	490,000	275,000	667,000	360,000	752,000	
10,000m ² < A ≤ 15,000m ²	570,000	340,000	796,000	445,000	901,000	
15,000m ² < A ≤ 20,000m ²	590,000	360,000	832,000	455,000	927,000	
20,000m ² < A ≤ 30,000m ²	690,000	410,000	962,000	510,000	1,062,000	
30,000m ² < A ≤ 40,000m ²	720,000	430,000	1,006,000	535,000	1,111,000	
40,000m ² < A ≤ 50,000m ²	750,000	450,000	1,050,000	560,000	1,160,000	
50,000m ² < A ≤ 100,000m ²	1,220,000	705,000	1,681,000	860,000	1,836,000	
100,000m ² < A ≤ 200,000m ²	1,560,000	1,020,000	2,268,000	1,200,000	2,448,000	
200,000m ² < A	1,800,000	1,150,000	2,590,000	1,480,000	2,920,000	

- *1 中間検査の場合は、中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支面面積の合計をAとします
- *2 建築確認ユーイック : 建築確認を当社で受けた建築物
建築確認他の機関 : 建築確認を当社以外の他の機関で受けた建築物
- *3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築物)
中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築物)
- *4 1.ユーイックで仮使用認定を受けたものは、完了検査の手料金算定の際に、仮使用認定部分の床面積を減じて算定します
2.ユーイック以外で確認申請を行ったものは、仮使用認定の手料金は別途料金を加算します(中間検査の差額相当)
3.その他、仮使用認定を複数回行う場合等の手数料は、見積もりさせていただきます(大規模の場合を含む)

その他手数料の加算について

1 以下の①~⑧の場合は、確認手数料に各々の定める手数料額を別途加算させていただきます。(大臣認定・任意認定は対象外)

- ① 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
- ② 全館避難安全検証法 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
- ③ 区画避難安全検証法 当該検証対象部分の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
- ④ 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
- ⑤ 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
- ⑥ 計算ルート2 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
- ⑦ 限界耐力計算 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の20%の額
- ⑧ 免震構造 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
- ⑨ 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額

なお、①から⑨の場合で、該当する各区分毎の加算額が35,000円未満の場合は、35,000円を加算額とします。

- 2 ユーイックが行う構造性能評価を受けた建築物は、確認手数料を20%を限度に減額します。
ユーイックが行う避難安全性能評価又は耐火性能評価を受けた建築物は、確認手数料を5%を限度に減額します。
- 3 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料額に当該建築物の床面積の合計に係る完了検査手数料額の20%(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。
- 4 省エネ適判をユーイックで受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、当該省エネ適判を要する部分の床面積の合計に対する表1に掲げる手数料額の20%の額(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。
省エネ適判を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、当該省エネ適判を要する部分の床面積の合計に対する表1に掲げる手数料額の40%の額(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。
- 5 増築申請の場合で、既存建築物に不適格建築物への避及適用がある場合は、その既存不適格建築物の床面積の合計に応じて、下記に定める手数料額を増築申請の手料額に加算します。
既存建築物が前顧と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとします。

既存不適格建築物部分の面積の合計	耐震診断書が添付されている場合	その他の場合
A ≤ 1,000m ²	20,000	10,000
1,000m ² < A ≤ 10,000m ²	35,000	20,000
10,000m ² < A	50,000	30,000

- 6 構造計算適合性判定が必要な建築物は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円/件を加算します。計画変更の場合は5,000円/件を加算します。
- 7 直前の確認済証をユーイックから受けていない場合の計画変更は、新規の確認申請手数料と同額とします。
- 8 直前の確認を当社で受けた建築物の計画変更は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分之一を確認手数料の算定面積とします。計画の変更に係る部分の床面積の合計が50m²以下の場合は計画変更申請手数料は48,000円とします。
- 9 建築物の大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする場合は、当該修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分之一を確認手数料の算定面積とします。
- 10 中間検査及び完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む。)、当該手数料に3,000円を加算します。
- 11 完了検査の申請において、申請に係る建築物について計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、48,000円とします。
- 12 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料(3、4及び10の加算を除く。)の二分之一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることがあります。
- 13 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表2 建築設備(ホームエレベーター・小荷物専用昇降機を除く)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{※1}		中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}				備考
		直前の確認 がユーイック	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	昇降機		建築設備		
						中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10 ≤ B	24,000	13,000	24,000	28,000	56,500	28,000	30,000	29,000	31,000	
6 ≤ B ≤ 9				29,000	58,000	29,000	31,000			
2 ≤ B ≤ 5				30,000	59,500	30,000	32,000	30,000	32,000	
B = 1				31,000	61,000	31,000	33,000	31,000	33,000	

※1 直前の確認がユーイック: 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関: 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※2 確認審査ユーイック: 建築設備の確認を当社で受けた建築設備

確認審査他の機関: 建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備

※3 中間検査ユーイック: 直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築設備及び昇降機)
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築設備及び昇降機)

表3 ホームエレベーター(小型エレベーター及び段差解消機並びにホームエレベーターのリニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{※1}		中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考
		直前の確認 がユーイック	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10 ≤ B	17,000	9,000	17,000	28,000	56,500	28,000	30,000	
6 ≤ B ≤ 9				29,000	58,000	29,000	31,000	
2 ≤ B ≤ 5				30,000	59,500	30,000	32,000	
B = 1				31,000	61,000	31,000	33,000	

※1 直前の確認がユーイック: 確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関: 確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※2 確認審査ユーイック: ホームエレベーターの確認を当社で受けたホームエレベーター

確認審査他の機関: ホームエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター

※3 中間検査ユーイック: 直前の中間検査を当社で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたホームエレベーター)
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたホームエレベーター)

表4 小荷物専用昇降機(リニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{※1}		中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考
		直前の確認 がユーイック	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
6 ≤ B	11,000	8,000	11,000	18,000	27,000	18,000	27,000	
2 ≤ B ≤ 5				20,000	30,000	20,000	30,000	
B = 1				22,000	33,000	22,000	33,000	

※1 直前の確認がユーイック: 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関: 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※2 確認審査ユーイック: 小荷物専用昇降機の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機

確認審査他の機関: 小荷物専用昇降機の確認を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機

※3 中間検査ユーイック: 直前の中間検査を当社で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機)
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた小荷物専用昇降機)

表5 リニューアルエレベーターの確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{※1}		中間検査 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考
		直前の確認 がユーイック	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
10 ≤ B	18,000	9,000	18,000	28,000	56,500	29,000	31,000	
6 ≤ B ≤ 9				29,000	58,000			
2 ≤ B ≤ 5				30,000	59,500	30,000	32,000	
B = 1				31,000	61,000	31,000	33,000	

※1 直前の確認がユーイック: 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関: 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※2 確認審査ユーイック: リニューアルエレベーターの確認を当社で受けたリニューアルエレベーター

確認審査他の機関: リニューアルエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター

※3 中間検査ユーイック: 直前の中間検査を当社で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたリニューアルエレベーター)
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたリニューアルエレベーター)

表6 工作物の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位：円/非課税)

種別・設置数他※1	確認	計画変更※2		完了検査※3		備考 建築基準法施行規則 別紙 用途の区分を示す記号
		直前の確認 がユーイック	直前の確認 が他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	
令第138条第1項工作物 (下表を除く)	21,000	11,000	21,000	24,000	45,000	06310、06320、06330、06340、 06350
令第138条第1項第1号の区分 で25mを超えるもの(煙突 等)	42,000	22,000	42,000	48,000	90,000	06310
令第138条第1項第2号に規定 する区分で25mを超えるもの (RC柱等)						06320
令第138条第1項第3号に規定 する区分で15mを超えるもの (広告塔等)						06330
令第138条第1項第4号に規定 する区分で15mを超えるもの (高架水槽等)						06340
令第138条第1項第5号に規定 する区分で5mを超える擁壁						06350
令第138条第2項第 1号工作物	6 ≤ B	24,000	12,000	24,000	21,000	45,000
	2 ≤ B ≤ 5				22,000	46,000
	B = 1				23,000	47,000
令第138条第2項第 2号及び第3号工作物	A ≤ 10m ² 又は H ≤ 4m	24,000	12,000	24,000	30,000	54,000
	10m ² < A 又は 4m < H	39,000	19,000	39,000	57,000	96,000
	A > 50m ²	(表1)の床面積を投影面積Aに読み替えて手数料を適用しますが、 工作物の高さを考慮し別途協議させていただきます				

※1 B：工作物の設置数

A：工作物の投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）

H：工作物の高さ

※2 直前の確認がユーイック：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関：確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※3 確認審査ユーイック：工作物の確認を当社で受けた工作物
確認審査他の機関：工作物の確認を当社以外の他の機関で受けた工作物

表6に係る手数料の加算について

- 完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む)、当該手数料に3,000円を加算します。
- 完了検査の申請に係る工作物について、計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、当該計画の変更に係る確認の申請手数料の額とします。
- 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る工作物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料(1の加算を除く。)の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることがあります。

その他手数料について

- 工作物の中間検査が指定されている場合についての中間検査・完了検査の手数料はお見積りさせていただきます。
- 大臣認定を受けた工作物の確認・完了検査等の手数料はお見積りさせていただきます。
- その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表7 手数料に加算される出張費

(単位：円/内税)

地域		出張費	備考
地域区分	ユーイックからの距離：D (km)		
地域：A	D ≤ 15	7,000	
地域：B	15 < D ≤ 30	8,000	
地域：C	30 < D ≤ 50	9,000	
地域：D	50 < D ≤ 100	18,500	
地域：E	100 < D ≤ 200	25,500	
地域：F	200 < D ≤ 500	46,000	
地域：G	500 < D ≤ 750	56,000	
地域：H	札幌、福岡、同等の距離	86,500	
地域：I	沖縄同等の距離	97,000	

※上記表は確認検査員1名あたりの出張費(交通費を含む)です。

- 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、表7に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることがあります。
- 検査の日程等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算することがあります。
- 検査又は追加説明書の審査の結果により、再度検査を行うため確認検査員等の職員が出張する場合は、別に出張費を請求することがあります。

◆手数料の支払方法・支払期日

- 引受承諾書及び請求書の受領後、表8の支払期日までにユーイックが指定する銀行口座にお振込み願います。尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

表8 手数料の支払期日

確認	建築物	引受した日から7日(ユーイックの休日を除く。以下同じ)を経過する日
	建築設備	引受した日から4日を経過する日
	工作物	引受した日から4日を経過する日
中間検査	—	引受承諾書に定める中間検査予定日の2日前
完了検査	—	引受承諾書に定める完了検査予定日の2日前